

第230回神奈川県都市計画審議会〔審議案件の概要〕

日時：平成28年9月6日（火）13:30～17:00（予定）

場所：波止場会館 5階 多目的ホール

審議案件

1 第7回線引き見直しについて（44案件）

横須賀、鎌倉、逗子、三浦、葉山、平塚、藤沢、茅ヶ崎（茅ヶ崎市及び寒川町）、秦野、伊勢原、大磯及び二宮の12都市計画区域について、次のとおり、線引きの見直しに関連した案件を御審議いただくものです。

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（12案件）

都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、当該都市計画区域における主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として整備、開発、及び保全を図るため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、横須賀、鎌倉、逗子、三浦、葉山、平塚、藤沢、茅ヶ崎（茅ヶ崎市及び寒川町）、秦野、伊勢原、大磯及び二宮の12都市計画区域）

(2) 区域区分の変更（12案件）

平成22年に実施した都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市計画区域における適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、区域区分の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、横須賀、鎌倉、逗子、三浦、葉山、平塚、藤沢、茅ヶ崎（茅ヶ崎市及び寒川町）、秦野、伊勢原、大磯及び二宮の12都市計画区域）

(3) 都市再開発の方針の変更（8案件）

計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針などを定め、適切な規制・誘導を図るため、都市再開発の方針の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、横須賀、鎌倉、逗子、平塚、藤沢、茅ヶ崎（茅ヶ崎市及び寒川町）、秦野及び伊勢原の8都市計画区域）

(4) 住宅市街地の開発整備の方針の変更（12案件）

大都市地域における都市計画区域について、目標とする住宅市街地のあり方や良好な住宅市街地の整備又は開発の方針などを定め、良好な居住環境の整備、誘導を図るため、住宅市街地の開発整備の方針の変更を行うものです。（対象とする都市計画区域は、横須賀、鎌倉、逗子、三浦、葉山、平塚、藤沢、茅ヶ崎（茅ヶ崎市及び寒川町）、秦野、伊勢原、大磯及び二宮の12都市計画区域）

2 相模原都市計画区域の変更

二級河川境川が改修されたことに伴い、相模原市と町田市との行政境界が変更されることとなったため、新たな行政境界に合わせて相模原都市計画区域を変更するものです。

3 用途地域の指定のない区域における建築基準法による容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さを定める区域及び数値の指定

逗子市、三浦市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町及び愛川町の市町において、第7回線引き見直しにより市街化調整区域に編入されることから用途地域の指定がなくなる区域について、建築基準法の規定に基づき、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの数値を指定するものです。